

F.S.A. Styling Map 検定 認定講師について

F.S.A. Styling Map 検定 認定講師(以下、「認定講師」という)とは、日本ファッションスタイリスト協会(以下、「当協会」という)により、F.S.A. Styling Map 検定(以下、「当検定」という)を習得するために必要な知識や方法を、専門家として、一般の方々へ指導できる能力を認定する資格である。

<認定講師とは>

F.S.A. Styling Map 検定 認定校(以下、「認定校」という)において当検定に関する講義及び指導を行う。

1. 資格要件

- ・ 業種に応じた実務経験を有すること。
- ・ 認定校からの推薦を有すること。
- ・ 当協会の認定講師育成セミナー及び顔合わせを終了していること。
- ・ 当協会が適格と判断した上で認定講師として認定します。

<注意点>

レベル別、業種別に認定講師を認定するため、他レベルや他業種の認定講師にはなれない。

2. 認定講師育成セミナー

認定講師になる上で必要な専門的知識や能力を学習するためのセミナーである。各レベル、業種ごとに受講する必要がある。認定講師の資格要件となるので、当協会の『認定校申請手続きの流れ』も併せて確認し、受講すること。

<受講方法>

- ・ <ジュニア>レベルは原則 6 時間以上、<プレイヤー>レベルは原則 3 時間以上かつ<ジュニア>レベルの認定講師育成セミナーを終了している者が受講できる。
- ・ 受講料は 1 時間あたり 10,000 円(消費税別)にて実施する。
- ・ 受講人数は 1 回の講義につき、上限 6 名とする。

- ・ 受講にあたり、お一人様当たり1冊のテキストが必要である。
- ・ 当協会以外での受講の場合、受講料・出張経費等は相談し決定する。

3. 継続

認定講師の資格は認定校の届出がない限り、学年度末に自動更新される。業種変更や退職など、変更・取消し事項がある場合は、当協会に必ず連絡すること。

4. 取消し

当協会より認定講師として認定された後においても、下記の事項に該当する場合には即時認定を取消しする。

- ① 届出内容に虚偽があった場合。
- ② 認定講師が社会的に信用を失墜するような事態となった場合。
- ③ 認定校を退職した場合、保持・漏洩・開示・提供・譲渡された場合。
- ④ 認定校が認定講師として不適切だと判断した場合。
- ⑤ その他、当協会の判断で認定講師として相応しくないと判断された場合。

5. 認定講師派遣

認定講師は認定校内部の方に行っていただくことを基本としているが、難しい場合は当協会から本部講師を出向・派遣することも可能である。講師料は、1時間当たり5,000円(消費税、交通費別)以上からとする。講師料・出張経費等はコマ数や場所によって都度相談のうえ決定する。



一般社団法人 日本ファッションスタイリスト協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-18-8 ニュー関口ビル 4F

TEL:03-5464-0810 / FAX:03-5464-0790

Mail:info@stylist-kyokai.jp / 公式サイト: <http://stylist-kyokai.jp/>